最後配当に関する除斥期間

平成９年（フ）第２９６号
大阪市中央区東平２丁目５番４号
破産者　一栄住宅株式会社
除斥期間　平成22年11月24日まで
平成22年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２９７号
函館市高松町418番地の２
破産者　カネフジ漁業株式会社
１　期日　平成22年12月21日午後４時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月８日　函館地方裁判所
平成２０年（フ）第１０６号
愛媛県今治市喜田村５丁目10番21号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県今治市喜田村５丁目10番21号
破産者　喜田上建設株式会社
１　期日　平成22年12月27日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月８日　松山地方裁判所今治支部
平成２１年（フ）第４６号
長崎県対馬市厳原町北里107番地３
破産者　有限会社栗山ヤクルトセンター
１　期日　平成22年12月20日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月８日
長崎地方裁判所厳原支部破産係
平成２０年（フ）第１０７号
愛媛県今治市東村１丁目６番８号
破産者　村上　忠雄
１　期日　平成22年12月27日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月８日　松山地方裁判所今治支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２１年（フ）第１７４８号
福岡市博多区空港前２丁目20番18号
破産者　柴田　正幸
異議申述期間　平成23年１月５日まで
平成22年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１４５４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－３－504
破産者　萩原ゑ津子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３４号
札幌市手稲区星置南４丁目43番地８
清算株式会社　株式会社志水
代表清算人　大海寺　透
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（ヒ）第２１０６号
東京都世田谷区成城７丁目24番13号
清算株式会社　株式会社八徳
代表清算人　大塚　和成
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部
平成２２年（ヒ）第２号
静岡県富士市鈴川本町９番１号
清算株式会社　大昭和投資株式会社
清算人　高橋理恵子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所富士支部
平成２２年（ヒ）第２号
大分県豊後大野市三重町市場97番地
清算株式会社　株式会社斛の井
清算人　角田　佳彦
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所竹田支部
平成２２年（ヒ）第３号
大分県豊後大野市三重町内山153番地
清算株式会社　株式会社ます亭
清算人　角田　貴洋
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所竹田支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３０３３号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番５号
清算株式会社　堀江繊維株式会社
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（ヒ）第５号
長崎市田中町596番地１
清算株式会社　長崎アサヒ販売株式会社
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０２０号
東京都千代田区麹町５丁目３番地23
清算株式会社　株式会社ビジネスソリューション・ジャパン
代表清算人　石田　政**遠**
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　特別清算債権の定義
⑴　平成22年３月28日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　弁済・免除条項
⑴　清算株式会社は、別紙記載の特別清算債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、特別清算債権額の2.7449％の金員を弁済する。
⑵　特別清算債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額及びその余協定債権につき、その債務を免除する。
３　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を第２項の特別清算債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、特別清算債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第４号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番20号
更生会社　株式会社ウエムラ興発
代表者代表取締役　西村　栄勇
１　決定年月日時　平成22年10月31日午後４時
２　主文　株式会社ウエムラ興発について更生手続を開始する。
３　管財人　西村　栄勇
同　稲田　龍示
４　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成22年11月30日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年１月12日から平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部